

# 桓武朝の僧侶統制策と『金光明最勝王経』注釈

駒井 匠

## はじめに

桓武天皇の時代は、遷都に伴う平城京寺院の移転が認められず、厳しい僧侶統制策も行われた一方、最澄・空海が遣唐使の一員として唐に渡った時代であり、日本古代仏教史の画期と位置づけられ、多くの研究が蓄積されてきた。かつて藺田香融氏は、奈良時代から平安時代初期にかけての得度制度の変遷の検討を通じて、延暦十七年（七九八）を画期として学僧の育成方針が大きく転換したと述べた<sup>①</sup>。桓武朝を仏教史上の画期とみる代表的な学説といつてよからう。

しかしながら、桓武朝の仏教政策については、政策の特質を段階的に把握することや奈良時代の政策との関連への着目等<sup>②③</sup>から、その再検討が進められてきた。仏教政策の再検討は、桓武朝自体の評価の再検討<sup>④</sup>とも関わる重要な課題と考える。そこで本稿では、桓武朝の僧侶統制策を取り上げ、その依拠するところの思想を明らかにすることを通じて、仏教史上の桓武朝の位置づけについて考えをめぐらしたい。

桓武朝の仏教政策が厳しい統制色を帯びていることはしばしば指摘されてきたところであるが、高田淳氏は、長岡京遷都と早良親王廃太子との関係を論じる中で桓武朝の仏教統制策を検討している<sup>⑤⑥</sup>。高田氏は、仏教統制策のうち、「僧尼の行動・規律に関する統制」と、「寺院の経済行為に対する統制」がその中核をなしており、これらは『続日

本紀』（以下、『統紀』）宝亀十一年（七八〇）正月丙戌詔<sup>⑦</sup>にみえる僧俗の区別を明確にするという基本姿勢の延長線上に位置づけられるとし、仏教と政治を分離することが「仏教政策の最大の眼目」<sup>⑧</sup>であったという。これらを踏まえ、長岡遷都と廃太子は聖武朝以来の崇仏政治からの転換と評価している。

遷都や廃太子に対する高田氏の見解の是非については置いておくとしても、本稿でも検討するように、桓武朝では破戒僧や僧俗の接触の取り締まりが頻繁に行われており、かかる時期の仏教統制策に僧俗の区別を明確にしようとする目的があったことは肯首される。

さらに高田氏は、光仁・桓武朝の仏教政策が山林修行重視や「出塵行道」を旨としていたとする池田源太氏の研究に依拠し、かかる思想に基づいて僧俗、さらには政治と宗教の分離が図られたと指摘した。しかし、桓武朝における僧俗分離が如何なる思想に基づいていたのかには検討の余地が残されていると考える。特に破戒僧に対してとられた措置には、桓武朝の僧侶統制策の思想的基盤を把握するためにも更なる検討が必要と考える。

奈良時代前半にも僧俗の区別を目的とした僧尼統制が行われていた<sup>⑨</sup>。しかし、それと比較すると、桓武朝には、僧尼——僧侶の取り締まりが殆どである——を捕らえた後の措置として、寺院からの擯出（追放）が集中的にとられていたことがわかる。ここにも桓武朝の統

制策の特質が見出せるのではないかと考える。

かかる措置について吉田一彦氏は、僧尼令にみえる外配とは異なる追放刑であると指摘した<sup>12)</sup>。僧尼令25外国寺条には「凡僧尼、有<sup>レ</sup>犯<sup>二</sup>百日苦使<sup>一</sup>、經<sup>二</sup>三度<sup>一</sup>、改配<sup>二</sup>外国寺<sup>一</sup>。仍不<sup>レ</sup>得<sup>レ</sup>配<sup>二</sup>入畿内<sup>一</sup>。」とあり、「百日苦使」に相当する犯罪を三度犯した場合、外国に配するとされている。吉田氏が指摘するように、桓武朝における僧侶の擯出は僧尼令と合致しない。では、かかる政策は何に依拠したものであろうか。

筆者は以前奈良時代の戒師招請について、唐・道宣の著作を取り上げて受戒の意義を検討し、受戒した僧侶が存在することが護国に繋がるといふ論理が存在した可能性を指摘した<sup>13)</sup>。つまり、仏教政策を仏教思想・信仰との関係から捉え直したのである。本稿でもかかる視角による分析を試みたい。

## 第一章 奈良時代の僧侶統制策

### 第一節 養老年間の僧侶統制策

桓武朝の僧侶統制策、特に行動を問題視された僧侶の取り締まりを中心に、その特質を明らかにするため、本節では奈良時代の僧侶取り締まりを検討する。

まず『統紀』養老元年（七一七）四月壬辰条を取り上げてみよう。当該条は、平城京で活動する僧尼の問題点を二つ掲げており、その中に行基への批判が見える。

凡僧尼、寂<sup>二</sup>居<sup>一</sup>寺家<sup>一</sup>、受<sup>レ</sup>教伝<sup>レ</sup>道。准<sup>レ</sup>令云、其有<sup>二</sup>乞食<sup>一</sup>者、三綱連署、午前捧<sup>レ</sup>鉢告乞。不<sup>レ</sup>得<sup>三</sup>因<sup>レ</sup>此更乞<sup>二</sup>余物<sup>一</sup>。方今小僧行基并弟子等、零<sup>二</sup>置<sup>一</sup>街衢<sup>一</sup>、妄説<sup>二</sup>罪福<sup>一</sup>、合<sup>二</sup>構<sup>一</sup>朋党<sup>一</sup>、焚<sup>二</sup>剥<sup>一</sup>指

臂<sup>一</sup>、歷門仮説、強乞<sup>二</sup>余物<sup>一</sup>、詐称<sup>二</sup>聖道<sup>一</sup>、妖<sup>二</sup>惑<sup>一</sup>百姓<sup>一</sup>、道俗擾乱、四民棄<sup>レ</sup>業、進違<sup>二</sup>釈教<sup>一</sup>、退犯<sup>二</sup>法令<sup>一</sup>。二也。

僧尼令1観玄象条や5非寺院条からの引用で条文が構成されており、行基等の活動実態をどれほど踏まえたものなのか判然としない上、具体的な取り締まり内容も示されていない。行基等の活動が僧尼令違反であることを指摘しているに過ぎない。

行基の名こそ見えないが、同じく平城京の僧尼の活動を取り締まる『類聚三代格』卷三、僧尼禁忌事、養老六年（七二二）七月十日太政官奏には、

太政官謹奏

垂<sup>レ</sup>化設<sup>レ</sup>教、資<sup>二</sup>章程<sup>一</sup>以<sup>レ</sup>方通。導<sup>レ</sup>俗訓<sup>レ</sup>人、違<sup>二</sup>彝典<sup>一</sup>而<sup>レ</sup>即妨。近在京僧尼、不<sup>レ</sup>練<sup>二</sup>戒律<sup>一</sup>、以<sup>二</sup>浅識<sup>一</sup>輕智<sup>一</sup>、巧説<sup>二</sup>罪福<sup>一</sup>之因果<sup>一</sup>、門底塵頭、訟誘<sup>二</sup>都裏<sup>一</sup>之衆庶<sup>一</sup>。内黷<sup>二</sup>聖教<sup>一</sup>、外虧<sup>二</sup>皇猷<sup>一</sup>。遂令<sup>レ</sup>人之妻子、動有<sup>二</sup>事故<sup>一</sup>、自剃<sup>二</sup>頭髮<sup>一</sup>、輒離<sup>中</sup>室家<sup>上</sup>。無<sup>レ</sup>懲<sup>二</sup>綱紀<sup>一</sup>、不<sup>レ</sup>顧<sup>二</sup>親夫<sup>一</sup>。或於<sup>二</sup>路衢<sup>一</sup>負<sup>レ</sup>經捧<sup>レ</sup>鉢、或於<sup>二</sup>坊邑<sup>一</sup>害<sup>レ</sup>身燒<sup>レ</sup>指。聚宿為<sup>レ</sup>常、妖訛成<sup>レ</sup>群。初似<sup>二</sup>脩道<sup>一</sup>、終為<sup>二</sup>奸乱<sup>一</sup>。永言<sup>二</sup>其弊<sup>一</sup>、特須<sup>二</sup>禁制<sup>一</sup>。望請、京城及諸国々々分遣<sup>二</sup>判官一人<sup>一</sup>、監<sup>二</sup>當其事<sup>一</sup>、嚴加<sup>中</sup>捉搦<sup>上</sup>。若有<sup>二</sup>此色<sup>一</sup>者、所由官司即解<sup>二</sup>見任<sup>一</sup>。其僧尼一同<sup>レ</sup>詐称<sup>二</sup>聖道<sup>一</sup>、妖<sup>中</sup>惑<sup>上</sup>百姓<sup>一</sup>、依<sup>レ</sup>律科<sup>レ</sup>罪。其犯者即決<sup>二</sup>百杖<sup>一</sup>、勒還<sup>二</sup>鄉族<sup>一</sup>。主人隣保及坊令里長並決<sup>二</sup>杖八十<sup>一</sup>。不<sup>レ</sup>得<sup>二</sup>官當<sup>一</sup>蔭贖<sup>一</sup>。量<sup>レ</sup>狀如<sup>レ</sup>前。（後略）

とあり、「京城及諸国々々分遣<sup>二</sup>判官一人<sup>一</sup>」、つまり俗官に取り締まりが命じられていることがわかる。後半の「詐称<sup>二</sup>聖道<sup>一</sup>、妖<sup>二</sup>惑<sup>一</sup>百姓<sup>一</sup>」は、僧尼令1観玄象条に合致する内容が見え、本官奏では、かかる行動に対しては「依<sup>レ</sup>律科<sup>レ</sup>罪」と記されているが、前半に列記されている問題行動を起こした僧尼は「嚴加<sup>二</sup>捉搦<sup>一</sup>」とあるのみで、その

後どのような処分が下されるか明言されてはいない。また、ここでの主な取り締まり対象は勿論僧尼だが、僧尼の活動を見逃している俗人も処分の対象となっている<sup>17)</sup>。

以上、養老年間の僧尼取り締まりを概観してきたが、実効性は措いておくとしても、僧尼令に則って国家が問題視した僧尼を取り締まろうとする姿勢が窺え、俗人による取り締まりが命じられていた。

## 第二節 奈良時代における擯出

擯出は前節で取り上げた史料には見えなかったが、吉田氏の研究を参照しつつ、桓武朝以前における僧尼の外国等への追放事例を見ると、必ずしも「擯」と記されているわけではないものもあるが、少なくとも七例を見出すことができる<sup>18)</sup>。

例えば、①『続日本紀』天平宝字二年(七五八)八月庚子朔条が挙げられる。これは淳仁天皇即位時の記事であるが、ここには「其依レ犯擯出僧等、戒律無レ闕、移近二一国」とあり、淳仁以前——孝謙天皇朝であろうか——に僧侶の擯出が行われていたことがわかる。「戒律無レ闕」とあることから破戒僧の擯出と考えられる<sup>19)</sup>。

他、列記する。②薬師寺僧行信を厭魅の廉で下野薬師寺に「配」。罪は遠流に当たるといふ(『続紀』天平勝宝六年(七五四)十一月甲申条)、③土佐国道原寺僧專住を「誹二謗僧綱、无レ所二拘忌」との理由で伊豆嶋に「配」(『同』天平勝宝八歳(七五六)七月癸酉条)、④「殉レ心以縦二奸悪」した善神と、宿徳を罵った專住を佐渡に「擯」。專住は「戻性不レ悛、醜声滋彰」のため、還俗させ差科に従わせた(『同』天平宝字三年(七五九)五月庚辰条)、⑤博戯をし、僧範曜を殺した薬師寺僧華達を還俗させて陸奥国桃生柵戸に「配」(『同』天平宝字四年(七六〇)十二月戊寅条)、⑥法参議基真を、師主法臣円興を「凌

突」したとして飛驒国に「擯」(『同』神護景雲二年(七六八)十二月甲辰条)、⑦法均尼を還俗させ備後国に「配」(『同』神護景雲三年(七六九)九月己丑条)。

②は政治情勢と関わる可能性がある<sup>20)</sup>。⑥・⑦も吉田氏が述べるように政治的な処分とみてよいだろう。③・⑤は、吉田氏が僧尼令の規定と照らし合わせ、それと矛盾する措置がとられていることを指摘しており、僧尼令違反や破戒と見做してよいか今一つ判然としない。破戒僧を擯出したことが明確に窺える事例は、①のみとみてよからう。

本節では、桓武朝以前の僧侶の擯出を取り上げたが、僧尼令や戒律に基づき措置であるか明確でない事例も多いことが確認された。後述するように、桓武朝では破戒僧の擯出が頻繁に行われている。史料の残存状況によるところも少なくないと思われるが、奈良時代に破戒僧の擯出が頻繁に行われていたことを窺うに十分な史料は見出すことができなかった。

## 第二章 桓武朝の僧侶統制策とその思想

### 第一節 桓武朝の僧侶統制策の特徴

前章での検討を踏まえ、本節では、桓武朝の統制策の特質を把握したい。

『続紀』延暦四年(七八五)五月己未条には、

己未。勅曰、出家之人、本事二行道。今見二衆僧、多乖二法旨。或私定二檀越、出入閭巷、或誣二称仏験、誑二誤愚民。非二唯比丘之不レ慎二教律。抑是所司之不レ勤二捉擿也。不レ加二嚴禁、何整二緇徒。自今以後、如有二此類、擯二出外国、安置定額寺<sup>1)</sup>。

とある。巷間に出入する僧侶が檀越を募ったり、「仏験」と称して人々を惑わしているとし、これらを「不<sub>レ</sub>慎<sub>二</sub>教律<sub>一</sub>」る行動として問題視している。このような僧侶の活動は養老年間における行基のそれと通じるところがある。しかし、ここでは捕らえられた僧侶を畿外の定額寺へと擯出するという措置が取られている。「外国」との文言からすれば、取り締まりの主な対象は平城京内の僧尼と見てよからう。僧侶の畿外への追放は、養老年間の統制策には見えなかったものである。

また本勅では、所司による取り締まりが命じられている。本勅は『弘仁格抄上』格卷四、治部に収められている延暦四年五月二五日の日付をもつ「禁<sub>三</sub>断僧尼出<sub>二</sub>入里舍<sub>一</sub>事」に当たるとであろうから、『弘仁治部格』にも収録されていたと考えられる。治部省や玄蕃寮が取り締まりに当たったのであろう。<sup>(2)</sup>

本勅を引用する勅が、『類聚国史』卷百八十六、仏道十三、僧尼雜制、延暦十四年(七九五) 四月庚申条に見える。

庚申。勅。去延暦四年制、僧尼等多乖<sub>二</sub>法旨<sub>一</sub>、或私定<sub>二</sub>檀越<sub>一</sub>、出<sub>三</sub>入閭巷<sub>一</sub>、或誣<sub>二</sub>称仏験<sub>一</sub>、誑<sub>二</sub>誤愚民<sub>一</sub>。如<sub>レ</sub>此之類、擯<sub>二</sub>出外国<sub>一</sub>。而未<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>遵悛<sub>一</sub>、違犯弥衆。夫落<sub>レ</sub>髮遜<sub>レ</sub>俗、本為<sub>二</sub>修道<sub>一</sub>。而浮濫如<sub>レ</sub>此、還破<sub>二</sub>仏教<sub>一</sub>。非<sub>三</sub>徒汚<sub>二</sub>穢法門<sub>一</sub>、実亦紊<sub>二</sub>乱国典<sub>一</sub>。典<sub>一</sub>。僧綱率而正<sub>レ</sub>之、誰敢不<sub>レ</sub>從。宜<sub>下</sub>重教諭、不<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>更然<sub>一</sub>。ここでは僧綱に「還破<sub>二</sub>仏教<sub>一</sub>。非<sub>三</sub>徒汚<sub>二</sub>穢法門<sub>一</sub>、実亦紊<sub>二</sub>乱国典<sub>一</sub>」する僧侶への教諭が命じられている。延暦四年勅では所司による取り締まりが命じられていたが、ここでは僧綱にその役割が命じられている。かかる姿勢は、『統紀』宝亀十一年正月丙戌詔に、「如聞、緇侶行事<sub>レ</sub>俗不<sub>レ</sub>別。上違<sub>二</sub>无上之慈教<sub>一</sub>、下犯<sub>二</sub>有国之道憲<sub>一</sub>。僧綱率而正<sub>レ</sub>之、孰其不<sub>レ</sub>正乎。」とあることと通じる。僧綱に対して一官吏とし

て役割を求めてのことであろう。<sup>(2)</sup>

次いで『類聚国史』卷百八十七、仏道十四、度者、延暦十七年四月乙丑条を取り上げる。

十七年四月乙丑。勅。双林西变、三乘東流。明譬<sub>二</sub>炬灯<sub>一</sub>、慈同<sub>二</sub>舟楫<sub>一</sub>。是以弘<sub>レ</sub>道持<sub>レ</sub>戒、事資<sub>二</sub>真僧<sub>一</sub>、濟<sub>レ</sub>世化<sub>レ</sub>人、貴在<sub>二</sub>高德<sub>一</sub>。而年分度者、例取<sub>二</sub>幼童<sub>一</sub>、頗習<sub>二</sub>二經之音<sub>一</sub>、未<sub>レ</sub>閱<sub>二</sub>三乘之趣<sub>一</sub>、苟避<sub>二</sub>課役<sub>一</sub>、纒<sub>二</sub>忝<sub>二</sub>緇徒<sub>一</sub>、還棄<sub>二</sub>戒珠<sub>一</sub>、頓廢<sub>二</sub>学業<sub>一</sub>。尔乃形似<sub>二</sub>入道<sub>一</sub>、行同<sub>二</sub>在家<sub>一</sub>。鄭璞成<sub>レ</sub>嫌、齐竿相濫。言念<sub>二</sub>迷途<sub>一</sub>、寔合<sub>レ</sub>改<sub>レ</sub>轍。自今以後、年分度者、宜<sub>乙</sub>折<sub>下</sub>年卅五以上、操履已定、智行可<sub>レ</sub>崇、兼習<sub>二</sub>正音<sub>一</sub>、堪<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>僧者<sub>上</sub>為<sub>レ</sub>甲<sub>レ</sub>之。(中略)又沙門之行、護<sub>二</sub>持戒律<sub>一</sub>。苟乖<sub>二</sub>此道<sub>一</sub>、豈曰<sub>二</sub>仏子<sub>一</sub>。而今不<sub>レ</sub>崇<sub>二</sub>勝業<sub>一</sub>、或事<sub>二</sub>生産<sub>一</sub>、周<sub>二</sub>旋閭里<sub>一</sub>、無<sub>レ</sub>異<sub>二</sub>編戸<sub>一</sub>。衆庶以<sub>レ</sub>之輕慢、聖教由<sub>レ</sub>其陵替。非<sub>三</sub>只黷<sub>二</sub>乱真諦<sub>一</sub>、固亦違<sub>二</sub>犯国典<sub>一</sub>。自今以後、如<sub>レ</sub>此之輩、不<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>住<sub>二</sub>寺并充<sub>二</sub>供養<sub>一</sub>。凡厥齋会、勿<sub>レ</sub>関<sub>二</sub>法筵<sub>一</sub>。三綱知而不<sub>レ</sub>糺者、与同罪。自余之禁、宜<sub>レ</sub>依<sub>二</sub>令条<sub>一</sub>。若有<sub>二</sub>改<sub>レ</sub>過修行者<sub>一</sub>、特聽<sub>二</sub>還住<sub>一</sub>。使<sub>下</sub>夫住<sub>レ</sub>法之侶、弥篤<sub>二</sub>精進之行<sub>一</sub>、厭<sub>レ</sub>道之徒、便起<sub>中</sub>慙愧之意<sub>上</sub>。前半は年分度者制度に関わる内容であり、戒律や学業の問題が取り上げられている。「尔乃形似<sub>二</sub>入道<sub>一</sub>、行同<sub>二</sub>在家<sub>一</sub>。」とあるように、僧俗身分の峻別が強調されている。この点は後半と相通じる。後半では、戒律を守らない者に対して寺院への止住と供養の禁止、法会参加の制限が命じられている。「三綱知而不<sub>レ</sub>糺者、与同罪。」とあるように、取り締まりは三綱が担ったようである。『同』卷百八十六、仏道十三、僧尼雜制、同年十月壬辰条には「勅、破戒之僧、或當<sub>二</sub>生産<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>聽<sub>二</sub>住<sub>二</sub>寺并充<sub>二</sub>供養<sub>一</sub>。其有<sub>レ</sub>犯之尼、宜<sub>二</sub>准<sub>レ</sub>僧糾正<sub>一</sub>。」と見える。四月乙丑勅は僧侶を対象としたものと考えられる。

『類聚国史』卷百八十六、仏道十三、僧尼雜制、同年七月乙亥条には、

七月乙亥。勅、平城旧都、元来多<sub>レ</sub>寺、僧尼猥多、濫行屢聞。宜<sub>レ</sub>令<sub>三</sub>正五位下右京大夫兼大和守藤原朝臣園人便加<sub>三</sub>檢察<sub>一</sub>。

とあり、大和守藤原園人に平城旧京の僧尼を取り締まらせることが見える。養老年間でも諸国の国司に取り締まりが命じられていたが、ここでは判官が行うことになっており、本勅とは相違がある。

角田文衛氏によると、園人の大和守補任は、ここに至るまでの彼の国司経験を踏まえたものであり、平城旧京の諸寺への対応を課題としていた桓武朝にとってその手腕に期待するところは小さくなかったという。<sup>(23)</sup>

一連の政策により、破戒僧は平城旧京の諸寺に止住することができなくなり、種々の法会に関わることも禁じられたと考えられる。古代の僧尼統制策に対してその実効性にはしばしば疑問が出されているが、『日本後紀』延暦二十四年（八〇五）正月甲申条には、

是日。勅。頃年為<sub>レ</sub>興<sub>三</sub>釈教<sub>一</sub>、頻出<sub>三</sub>違法之僧<sub>一</sub>。今聞自悔<sub>三</sub>前過<sub>一</sub>、各有<sub>二</sub>修行<sub>一</sub>、宜<sub>下</sub>赦<sub>三</sub>其過<sub>一</sub>、聽<sub>上</sub>住<sub>三</sub>本寺<sub>一</sub>。若更有<sub>レ</sub>犯、処<sub>以</sub>三恒科<sub>一</sub>。

とある。擯出された僧侶が本寺に戻ることが許可されており、延暦十四年勅や同十七年勅よる取り締まりと擯出は実効性があったと考えられる。

殆どが僧侶の取り締まりであったが、ここまで桓武朝の僧尼統制策を列挙してきた。奈良時代と比較するならば、桓武朝でも俗官に取り締まりが命じられてはいるが、僧官による取り締まりが強く求められていることがわかる。この点は宝亀末年から見える特徴である。宝亀十一年時点で山部親王（桓武）の勢力が仏教政策の立案に関与してい

たことが指摘されている。<sup>(24)</sup>

以上から、桓武朝の僧侶統制策の特徴として、①破戒僧の擯出が多数見出せること、②俗人のみならず、僧官による僧侶の教諭や取り締まりが見えること、の二点をあげることができよう。行基の取り締まりと比較するならば、実効性もあつたと考えられる。本章で取り上げた勅は、いずれも長岡・平安遷都に近い時期のものであり、平城旧京の僧侶に対して秩序立った活動を展開させようとするものであつたと考えられる。

## 第二節 僧侶統制策と『金光明最勝王經』注釈

桓武朝には上述の如き特徴を持つ破戒僧の擯出が頻繁に行われていた。本章では、破戒僧の擯出策が依拠するところの思想を明らかにしたい。吉田氏は、桓武朝における僧尼の擯出を僧尼令に依拠したものではないとし、延暦四年勅がそれ以降の擯出の法的根拠であるとした。では、延暦四年勅では何に基づいて擯出なる措置を採ることにしたのであろうか。

この課題を考える上でまず注目したいのは、僧綱の構成員である。佐久間竜氏は、賢璟や行賀が桓武朝の仏教政策に関わつたとする。<sup>(25)</sup>賢璟は、宝亀五年（七七四）に律師に補任され、延暦四年時点では大僧都であつた。<sup>(26)</sup>行賀は延暦四年時点では少僧都であつた。<sup>(27)</sup>

延暦十七年の諸政策に関わつては、延暦十六年（七九七）に律師に任じられた勝虞（悟）が注目される。<sup>(28)</sup>彼は、『日本後紀』弘仁二年（八一）六月戊辰条の卒伝に「道業清高、洞<sub>三</sub>明経戒<sub>一</sub>」として、経典や戒律への理解が高く、「聖朝嘉尚、授<sub>以</sub>三僧統<sub>一</sub>。時議称<sub>三</sub>任得<sub>三</sub>其<sub>一</sub>人<sub>一</sub>。緇徒之中、濫行不<sub>レ</sub>聞、政迹之所<sub>レ</sub>致也。」と記されている。僧綱に任じられた後、出家者の濫行が聞こえなくなつたとされており、

延暦十七年以降の統制策に関与したと考えられる。また鑑真の弟子である如宝も同年に律師に補任されており、戒律への関心の高まりが窺える。破戒僧取り締まりとの関係が推測されよう。

桓武朝の仏教政策に関わったと考えられる僧侶を掲出してみたが、延暦四年時点で僧綱政の中心にあった賢璟は法相宗僧であり、行賀も唯識を学んだ僧侶であった。延暦十七年以降の僧侶統制策に関与したと考えられる勝虞も法相宗僧であった。僧綱以外にも、崇福寺検校・梵釈寺別当を務めた常騰も法相宗僧であったと考えられる。桓武の周辺では法相僧が活躍していた。勿論、法相宗僧のみが桓武周辺で活動していたわけではないが、勝虞のように仏教政策への関与が明らかでない法相宗僧がいたことは注目される。

然らば、法相宗と僧侶統制策とは関係があるのであろうか。当時の法相宗僧の教学の一面を窺うことから考えてみたい。前出の常騰には『註金光明最勝王經』(以下、『註』と略称)という『金光明最勝王經』(以下、『最勝王經』と略称)の注釈がある。ただし、『註』の内容は、唐・慧沼『金光明最勝王經疏』(以下、『疏』と略称)に大いに依拠しているという。<sup>37)</sup>

『疏』を著した慧沼は、玄奘に仕えた後、基に師事して唯識教学を修めた僧侶である。その『疏』は、義浄が『最勝王經』を訳出した長安二年(七〇三)から慧沼が没した開元二年(七一四)までに成立したものであり、慧沼最晩年の著作であるともいう。<sup>38)</sup>もし最晩年ということであれば玄宗朝初期の成立となり、僧尼の取り締まりが行われていた時期にあたる。<sup>40)</sup>

『疏』第八疏卷第五末の王法正論品の注釈箇所には、破戒比丘(僧)に関する記述がある。<sup>41)</sup>

經、由<sub>二</sub>自利利他<sub>一</sub> 治<sub>レ</sub>国以<sub>二</sub>正法<sub>一</sub> 見<sub>下</sub>有<sub>二</sub>諂佞<sub>一</sub>者<sub>上</sub> 応<sub>二</sub>当

如<sub>レ</sub>法治<sub>一</sub> 假使失<sub>二</sub>王位<sub>一</sub> 及以害<sub>二</sub>命縁<sub>一</sub> 終不<sub>レ</sub>行<sub>二</sub>惡法<sub>一</sub> 見<sub>レ</sub>惡而捨棄 害中極重者 無<sub>レ</sub>過<sub>レ</sub>失<sub>二</sub>国位<sub>一</sub> 皆因<sub>二</sub>諂佞人<sub>一</sub> 為<sub>レ</sub>此<sub>レ</sub> 当<sub>二</sub>治罰<sub>一</sub> 若友<sub>二</sub>諂誑人<sub>一</sub> 当<sub>レ</sub>失<sub>二</sub>於国位<sub>一</sub> 由<sub>レ</sub>斯損<sub>二</sub>王政<sub>一</sub> 如<sub>三</sub>象入<sub>二</sub>華園<sub>一</sub> 天主皆瞋恨 阿蘇羅亦然 以下彼為<sub>二</sub>人王<sub>一</sub> 不<sub>中</sub> 以<sub>レ</sub>法治<sub>レ</sub>国 是故<sub>三</sub>如法<sub>一</sub> 治<sub>二</sub>罰於惡人<sub>一</sub> 下広積有<sub>二</sub>二<sub>一</sub>。初五 頌半積<sub>二</sub>罰惡<sub>一</sub>。後八頌半積<sub>二</sub>行善<sub>一</sub>。積初有<sub>二</sub>五<sub>一</sub>。一頌見<sub>レ</sub>惡必治。 次一頌是不<sub>レ</sub>典捨。次一頌明<sub>レ</sub>罰所以。次一頌重更成前。三句法、 一句喩。次一頌半結<sub>レ</sub>應<sub>二</sub>治罰<sub>一</sub>。問、行<sub>レ</sub>惡有<sub>レ</sub>幾、幾種治<sub>レ</sub>罰。 答、準<sub>二</sub>薩遮尼乾子經第四<sub>一</sub>云。行惡衆生有<sub>二</sub>五<sub>一</sub>。一於<sub>レ</sub>王無<sub>レ</sub>益。 二者造<sub>二</sub>作無利<sub>一</sub>。三者起逆。四者邪行。五者邪命。(中略)邪行者、謂<sub>三</sub>諸無<sub>レ</sub>戒即諸惡<sub>二</sub>律儀<sub>一</sub>、屠兒獵師畜養猪羊雞犬鵝鴨、諸 損害他自恣作<sub>レ</sub>惡。邪命者、種種非法求<sub>二</sub>諸利養<sub>一</sub>非法活命、各各 不<sub>レ</sub>能<sub>二</sub>自活中住<sub>一</sub>。治罰有<sub>二</sub>三<sub>一</sub>。一者呵責。二者奪<sub>二</sub>資生<sub>一</sub>。三牢 獄打縛、呵罵驅擯。五種衆生、隨<sub>二</sub>上中下<sub>一</sub>三種治罰。(中略)邪 行衆生唯呵責治罰。汝若更作<sub>二</sub>与<sub>レ</sub>汝重罪<sub>一</sub>、邪命衆生、應<sub>二</sub>当隨 順<sub>一</sub>。如法僧・衆僧、当<sub>二</sub>和合<sub>一</sub>。喚、令<sub>三</sub>現前取<sub>二</sub>其自言<sub>一</sub>、隨<sub>二</sub>犯 輕重<sub>一</sub>、当<sub>二</sub>如法治拒<sub>一</sub>。違<sub>二</sub>僧命<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>從<sub>二</sub>師友<sub>一</sub>、善知識語、惱<sub>二</sub> 乱衆僧<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>修道<sub>一</sub>者、若、彼国王是法王者、僧当<sub>二</sub>往語令<sub>二</sub> 王教勅<sub>一</sub>。王<sub>下</sub>喚<sub>二</sub>彼破戒比丘<sub>一</sub>、善言勸諭、令<sub>上</sub>順<sub>二</sub>僧命<sub>一</sub>。若 其不<sub>レ</sub>從、当<sub>下</sub>集<sub>二</sub>二衆<sub>一</sub>現前対実<sub>上</sub>。若得<sub>二</sub>其罪<sub>一</sub>、助<sub>二</sub>如法衆<sub>一</sub>治<sub>二</sub> 彼比丘<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>断<sub>レ</sub>命、乃至不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>奪<sub>二</sub>其資生<sub>一</sub>。得<sub>二</sub>呵責<sub>一</sub>得<sub>二</sub> 驅擯<sub>一</sub>。(傍線筆者)

冒頭の「由自利利他」から「治罰於惡人」までが『最勝王經』卷第八・王法正論品からの本文引用である。王法正論品では、前世の善業により国王として生まれることや、その国王を諸天が護持すること等が説かれる。<sup>42)</sup>その中では国王と様々な災厄との関係も説かれ、国王が

悪を放置すれば自然災害が起こるとする。また前掲引用箇所では、国王は正法を以て国を治めること、「諂佞人」「諂誑人」により国王位が失われること、悪を見逃さず法を以て悪人を罰することを説く。

本文引用の後、注釈箇所が続く。經典本文に悪の具体的な説明はないが、『疏』では『大薩遮尼乾子經』を引用して、それを説明している。注目したいのは傍線部以下の内容である。「邪行」や「邪命」については傍線部以前に如何なるものが述べられており、それによると「邪行」には破戒行為が含まれている。「邪命」は非法に生活することとなるか。『大薩遮尼乾子經』巻第四に、「邪命衆生者、所謂出家剃除鬚髮<sup>一</sup>、断<sup>二</sup>諸資生<sup>一</sup>、修<sup>二</sup>無著行<sup>一</sup>、著<sup>二</sup>諸種種異相衣服<sup>一</sup>、不<sup>レ</sup>護<sup>二</sup>禁戒<sup>一</sup>、起<sup>下</sup>種種見行<sup>三</sup>諸異行<sup>一</sup>、種種方便求<sup>中</sup>諸利養<sup>上</sup>、非法活命。各各不<sup>レ</sup>能<sup>二</sup>自法中住<sup>一</sup>。如<sup>レ</sup>是名為<sup>二</sup>邪命衆生<sup>一</sup>」<sup>45</sup>とあり、破戒行為が含まれることがわかる。つまり、この注釈箇所には破戒比丘（僧）への対応が記されているのである。如法に悪人を治罰することの具体的な説明を他の經典を引用して示していると考えられる。

『疏』によるならば、破戒比丘に対しては僧（この場合、僧伽を指すか）がまず教諭するのであるが、それでも破戒が止まなかった場合、僧は国王のもとに往き、国王から破戒比丘への「教勅」をしてもらう。国王は破戒比丘を喚び勧諭する。それでも止まなかった場合、僧が「対実」（対面して破戒の事実を確認することをいうか）した上で、「呵責」や「驅擯」（教団からの追放）となる。ただし、殺したり、生活の具を断つたりしてはいけない。

このように『疏』には、国王と僧とが破戒比丘に対応することが記されており、その処罰も「驅擯」とされているのである。桓武朝の僧侶統制策との共通点が見出されよう。

かかる内容を記す『疏』を、当時の日本の法相僧、少なくとも常騰

は学んでいた。『疏』に依拠した日本僧の『最勝王經』注釈としては、東大寺・明一『金光明最勝王經註釈』もあり、前掲「天主皆愼恨 阿蘇羅亦然 以下彼為三人王 不<sup>中</sup>以<sup>レ</sup>法治<sup>上</sup> 是故応<sup>三</sup>如法 治<sup>二</sup>罰於惡人<sup>一</sup>」については、「此一頌半結<sup>レ</sup>應<sup>三</sup>治罰<sup>一</sup>。沼公疏中、引<sup>二</sup>尼健子經<sup>一</sup>「広<sup>二</sup>述行<sup>レ</sup>惡衆生事<sup>一</sup>也」と記している。『疏』の受容のあり方が窺われる。

『註』巻八では、『疏』でも本文が引用されている王法正論品の「由<sup>二</sup>自利利他<sup>一</sup>」から「為<sup>レ</sup>此当<sup>三</sup>治罰<sup>一</sup>」までについて、『疏』の「下広釈有<sup>レ</sup>」から「次<sup>一</sup>頌半結<sup>レ</sup>應<sup>三</sup>治罰<sup>一</sup>」をそのまま引用しているが、『大薩遮尼乾子經』からの引用は見られない。<sup>46</sup>しかし『註』が『疏』のほぼ引き写しであることからすれば、常騰が『疏』の王法正論品の注釈内容を知らなかったとは考え難い。日本の法相僧は、『最勝王經』への内容理解としては『疏』のそれを引き継いでいたと考えてよからう。法相宗僧である賢璟や勝虞が僧綱の一員であった時期に、僧侶による僧侶の取り締まりや擯出といった特徴を持つ僧侶統制策が行われていたのであり、『疏』の王法正論品注釈が桓武朝の統制策に影響を与えたと考えられるのではなからうか。

国王による破戒僧の召喚や僧の合議の後に処分が下される等、桓武朝の僧侶統制策と不一致な点もある。しかし、僧が合議により破戒比丘の処分を下すという、いわば「教団の自治」が延暦年間に存在したとは考え難く、<sup>47</sup>天皇が破戒僧を召喚して教諭するという事態も想像し難い。<sup>48</sup>

如上の不一致もあり、尚検討を要するものの、桓武朝の僧侶統制策には『最勝王經』注釈に依拠したと考え得る点があり、桓武は、王法正論品注釈に示される国王観に基づいて統制を命じる勅を發布したと<sup>49</sup>考えられる。

このような僧侶統制策が延暦四年や延暦十七年に出された背景としては、長岡・平安遷都が挙げられよう。いずれも平城旧京の僧尼・寺院との関係が問題となったであろう時期であり、そのような時期においてこそ、国王と僧侶の関係を説く王法正論品が注目されたと考えられる。桓武は、法相宗僧の政策関与を通して『疏』に示された国王観を受容し、天皇と仏教の関係が如何にあるべきかを示したといえるのではなからうか。

僧侶の擯出が『疏』に依拠したものと考えることが許されるのであれば、先述したように、擯出が淳仁期以前の奈良時代に行われていたことは改めて注意される。擯出が孝謙朝に行われていたのではないかと述べたが、勝浦令子氏が指摘するように、孝謙は『最勝王経』を座右經典としていたのであり、擯出と『最勝王経』との関係が推測される。また『統紀』神護景雲三年（七六九）十月乙未朔条の称徳天皇の宣命には『最勝王経』王法正論品の一節が引用されている<sup>51</sup>。

『最勝王経』重視は天平年間には明確になっている<sup>52</sup>。桓武朝の僧侶統制策も王権による『最勝王経』受容の過程の中に位置づけることができる<sup>53</sup>と考える。

## おわりに

本稿では、桓武朝の僧侶統制策の特徴とその依拠するところの思想の解明を試みた。本稿で明らかにした諸点は以下の通りである。(1) 桓武朝の僧侶統制策には、僧官による破戒僧の取り締まりと擯出という特徴がある。(2) 延暦四年や同十七年の僧綱には、賢璟や勝虞といった法相宗僧が列しており、彼らが統制策に関与することで、『疏』の『最勝王経』王法正論品注釈に依拠した統制策が打ち出された。

従来、桓武朝の仏教政策は、いわゆる国家仏教論の文脈から検討され、仏教の保護や統制——いずれを重視するかは異なるとしても——という観点から評価されてきたように思われる。こういった保護や統制といった評価が内包する問題点も指摘されているところではある<sup>54</sup>。

本稿で取り上げた諸政策について、筆者は統制以外の表現を見出すことができていないが、かかる性格が強く見受けられるのは確かであろう。しかし、その依拠していた思想を考えてみるならば、それは国王が仏教に対して如何なる姿勢で臨むべきかという問題に繋がるものだったのであり、桓武朝の仏教政策は、天皇と仏教の関係、より具体的には奈良時代以来の『最勝王経』受容過程の中で把握することが可能な課題として位置づけることもできよう。本稿冒頭で、桓武朝自体の評価が変化してきたことを述べたが、仏教政策に関しても従来とは異なる観点から更なる検討を進めていく必要があると考える。

## 注

- (1) 藪田香融・田村圓澄「平安仏教」(『岩波講座日本歴史』第四巻古代四、岩波書店、一九六七年)。藪田氏の見解は「一 奈良から平安へ」で示されている。
- (2) 高田淳「早良親王と長岡遷都——遷都事情の再検討」(林陸郎先生還暦記念会編『日本古代の政治と制度』統群書類従完成会、一九八六年)、堀裕「平安新仏教と東アジア」(『岩波講座日本歴史』第四巻古代四、岩波書店、二〇一五年)等。
- (3) 堀裕「智の政治史的考察——奈良平安前期の国家・寺院・学僧——」(『南都仏教』第八〇号、二〇〇一年)。
- (4) 吉川真司「大極殿儀式と時期区分論」(『律令体制史研究』岩波書店、二〇二二年、初出二〇〇七年)等。
- (5) 藪田香融「平安仏教の成立」(家永三郎編『日本仏教史I古代篇』法藏館、一九六七年)。
- (6) 高田前掲注2論文。

- (7) 高田前掲注2論文、二一〇頁。
- (8) 『統紀』宝亀十一年正月丙戌条  
丙戌。詔曰、朕以、仁王御曆、法日恒澄、仏子弘猷、惠風長扇。遂使三人天合心、邦家保安、幽顯致和、鬼神無爽。頃者、彼蒼告誦、災集伽藍。眷言于茲、情深悚悼。於朕不徳、雖近此尤、於彼桑門、寧亦無愧。如聞、緇侶行事与俗不別。上違无上之慈教、下犯三有国之道憲。僧綱率而正之、孰其不正乎。又、諸国国師、諸寺鎮・三綱、及受講復者、不顧罪福、專事請託。員復居多、侵損不少。如斯等類、不可更然。宜下修護国之正法、以弘中転禍之勝縁。凡厥梵衆、知朕意焉。
- (9) 高田前掲注2論文、二一一頁。
- (10) 池田源太「光仁・桓武朝の政治姿勢とその対仏情緒」(『奈良・平安時代の文化と宗教』永田文昌堂、一九七七年、初出一九六九年)。  
拙稿「戒師招請と僧尼統制・護国―道慈の思想と唐仏教の関係を手がかりに―」(『日本歴史』第八九二号、二〇二二年)でもこの点に触れた。
- (11) 吉田一彦「僧尼令の運用と効力」(『日本古代社会と仏教』吉川弘文館、一九九五年、初出一九八六年)。以下、吉田氏の見解は全てこれによる。
- (12) 僧尼令は、井上光貞・関晃・土田直鎮・青木和夫校注『日本思想大系三律令』(岩波書店、一九七六年)による。条文番号もこれによる。
- (13) 例えば、僧尼令9では音楽を作したり博戯すれば「百日苦使」とされている。
- (14) 前掲注11拙稿。
- (15) 中井真孝氏によると、観玄象条にみえる罪は賊盜律造妖書条の遠流にあたるが、本官奏で杖百とされているのは刑量の軽減であるという(僧尼令における犯罪と刑罰)『日本古代仏教制度史の研究』法藏館、一九九一年、初出一九七六年)。
- (16) 行基の取り締まりが実効性を有したか疑問視されるところではあるが、行基は養老六年以降、活動拠点を和泉国大鳥郡に移したようである(吉川真司『天皇の歴史2 聖武天皇と仏都平城京』講談社、二〇二一年)。
- (17) 吉田氏は、延暦年間以降は八例をあげている。
- (18) 吉田前掲注12論文。
- (19) 本郷真紹「聖武天皇の生前退位と孝謙天皇の即位」(『日本史研究』第六五七号、二〇一七年)。
- (20) 『新日本古典文学大系 続日本紀』五(岩波書店、一九九八年)の本勅への脚注では、治部省や玄蕃寮の他、国司も取り締まりにあたったとする。
- (21) 本郷真紹「宝亀年間に於ける僧綱の変容」(『律令国家仏教の研究』法藏館、二〇〇五年、初出一九八五年)。
- (22) 角田文衛「山科大臣藤原園人―特にその政道観をめぐって―」(『平安人物志』上(『角田文衛著作集』第五卷、法藏館、一九八四年)、初出一九四九年)。
- (23) 桓武不予の時期であり、同日には崇道天皇(早良)のために淡路に寺を建立して、また放生も行われている。桓武の延命を目的としたものと考えられる。この時の放生は勝慮が行った。
- (24) 高田前掲注2論文。
- (25) 佐久間章「賢璟」(『日本古代僧伝の研究』吉川弘文館、一九八三年、初出一九六九年)。
- (26) 『統紀』宝亀五年二月癸巳条。
- (27) 『統紀』延暦三年(七八四)六月戊申条、興福寺本『僧綱補任』(『大日本仏教全書』卷一三三、興福寺叢書第一)延暦四年条。
- (28) 『統紀』延暦三年六月戊申条。
- (29) 興福寺本『僧綱補任』延暦一六年、同十七年条。なお、『日本後紀』掲載の卒伝では、法名が「勝悟」となっているが、勝慮と同一人物と考えて差し支えあるまい。卒伝には、弟子に護命等がいたことが記されているが、護命の卒伝を見ると、「就同寺(元興寺―筆者注)勝慮大僧都、学三習法相大乘也」(『続日本後紀』承和元年(八三三)九月戊午条護命卒伝)とあり、勝慮とも記されていたことがわかる。
- (30) 興福寺本『僧綱補任』延暦十六年条。
- (31) 佐久間前掲注26論文。
- (32) 『扶桑略記』延暦二十二年(八〇三)二月己未条行賀卒伝。
- (33) 『日本後紀』弘仁六年(八一五)九月辛未条常騰卒伝は、注釈に優れた僧侶であったことを記すが、彼の教学については具体的に述べるところがない。ただ、常騰は後世に法相六祖の一人に数えられており、また『続日本後紀』承和五年(八三八)十一月甲申条に卒伝が記載されている法相宗僧慈朝は「故少僧都常騰之入室」であったから、常騰も法相教学を中心に学んだ僧侶とみてよからう。
- (34) 梵釈寺は、延暦五年(七八六)桓武による創建であり、もとの寺名は四天王寺と考えられている。梵釈寺については多くの研究があるが、さしあたり西口順子「梵釈寺と等定」(『平安時代の寺院と民衆』法藏館、二〇〇四年、初出一九七九年)参照。常騰による梵釈寺別当と崇福寺検校の兼務は、『日本紀略』延暦二十二年十月丙午条。

- (35) 延暦二年(七八三)から延暦十八年(七九九)まで僧綱に列した等定は、華嚴教学を修めていた(佐久間竜「等定」前掲注26著書、初出一九七二年)。
- (36) 『日本大藏經』第四卷。八重樫直比古氏は、八・九世紀の交わる時期の成立とする(『続日本紀』神護景雲三年十月乙未朔条の宣命における『金光明最勝王經』の引用)『続日本紀研究』第二三七号、一九八五年)。
- (37) 八重樫前掲注36論文。
- (38) 青木隆・奥野光賢・吉村誠「インド仏教の中国的変容」(沖本克己ほか編『新アジア仏教史』7 中国Ⅱ 興隆・発展する仏教』佼成出版社、二〇一〇年)。
- (39) 八重樫前掲注36論文、長谷川岳史「慧沼『金光明最勝王經疏』に関する問題考」(『印度学仏教学研究』第五〇巻第二号、二〇〇二年)。
- (40) 開元二年正月から二月にかけては、偽濫僧の還俗、造寺の禁止等、一連の政策が出されていた(礪波護「唐中期の仏教と国家」『隋唐の仏教と国家』中央公論社、一九九九年、初出一九八二年)。
- (41) 『大正新脩大藏經』(以下、『大正藏』)巻三九、三一六頁b〜三一七頁a。適宜改行した。『疏』については、八重樫直比古「慧沼『金光明最勝王經疏』における「王法正論品」解釈」(『ノートルダム清心女子大学紀要 文学編』第一二巻第一号、一九八八年)。
- (42) 金岡秀友「『金光明經』の政治思想」(『金光明經の研究』大東出版社、一九八〇年)。
- (43) 『大正藏』巻九、三三四頁a。
- (44) 明一は延暦十七年に卒している(『扶桑略記』延暦十七年(七九八)三月丁未条)。
- (45) 『金光明最勝王經註釈』巻第八(『大正藏』巻五六、七九〇頁a)。
- (46) 『日本大藏經』第四卷、三〇二〜三〇三頁。
- (47) 本郷真紹「律令国家と僧尼集団―国家仏教から教団仏教へ―」(本郷前掲注22著書、初出一九九九年)。
- (48) 延暦十七年七月乙亥勅にみえる国守による檢察は、単に平城旧京の僧尼が対象だからというだけで特別な意味は見出し難いようにも思われる。後考を俟ちたい。
- (49) 桓武建立の梵刹寺が四天王信仰の寺院であったことも(前掲注34)、桓武と『最勝王經』の関係を窺わせよう。なお、王法正論品は、『最勝王經』四天王護国品の理論的根拠とも位置づけられている(金岡前掲注42論文)。
- (50) 勝浦令子「孝謙・称徳天皇」ミネルヴァ書房、二〇一四年。
- (51) 八重樫前掲注36論文。
- (52) 曾根正人「道慈」(吉川弘文館、二〇二二年)。
- (53) 佐藤文子「史学史としての〈国家仏教〉論」(『日本古代の政治と仏教―国家仏教論を超えて―』吉川弘文館、二〇一八年)。